

一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の規定に基づく、一般廃棄物（ごみ、粗大ごみ、動物の死体、浄化槽汚泥等及びその他の汚物又は不要物。以下同じ。）の収集又は運搬にかかる業（以下「収集運搬業」という。）について、法令等に定めるもののほか、許可に関して必要な要件や手続き等の事項を定める。

(新規許可の適合要件)

第2条 市長は、次の各号の一に該当するときに限り、収集運搬業の新規許可を認めるものとする。

- (1) 法第6条第1項に規定する区域内において発生する一般廃棄物の総量の増加に伴い、既存の許可業者だけでは、収集又は運搬が困難であると認められるとき。
- (2) 特定の許可業者に収集又は運搬の量が集中し、業者間に著しい不均衡が生じ、市の一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画（以下「処理計画」という。）に重大な支障を生じる恐れがあると認められるとき。
- (3) 市の処理計画上、新たに業者を育成する必要がある、かつ、許可を与えても現在の収集運搬体制に混乱をきたす恐れがないと認められるとき。

(新規許可適合要件の特例)

第2条の2 前条の規定にかかわらず他の市町村において法第7条第1項の収集運搬に係る業の許可を得ている者が、特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第5項に規定する廃棄物をいう。以下「廃家電」という。）を本市区域内の指定引取場所（家電リサイクル法第17条に規定する場所をいう。）に運搬する場合は許可することができる。

2 前条の規定にかかわらず他の市町村において法第7条第1項の収集運搬に係る業の許可を得ている者が、浄化槽汚泥等を本市区域内のし尿処理施設に運搬する場合は許可することができる。

(特例の適用要件)

第2条の3 前条の規定は、市内において廃家電又は浄化槽汚泥等の収集を行わず運搬のみを目的とする許可（以下「特例運搬の許可」という。）の申請がなさ

れたとき、かつ、次の各号のいずれにも該当するときに適用することができるものとする。

- (1) 他の市町村の区域内で発生する該当する廃棄物の処理に必要なものとして、当該市町村長からの要請があったとき。
- (2) 該当する廃棄物が市内に搬入されることにより、市の処理計画に支障を及ぼさないとき。
- (3) 該当する廃棄物の発生する他の市町村の収集運搬業にかかる許可の内容が、本基準と照らし特に支障がないと認められるとき。

(申請者の資格要件)

第3条 申請者の資格要件は、次の各号に該当するときとする。ただし、第2条の2の規定により特例運搬の許可をする場合はこの限りではない。

- (1) 自ら収集運搬を実施できること。
- (2) 市内に事務所（法人の場合にあっては、主たる事務所をいう。以下同じ。）を有すること。ただし、取り扱う一般廃棄物が特殊であるため、市内に事務所を置くことができない場合等であって、市長が認めたときは、この限りではない。
- (3) 収集又は運搬の業務の経験年数（法人の場合にあっては、その構成員のうち収集又は運搬の業務に携わる者の3分の1以上の者の経験年数）が3年以上であること。

(経理的基礎の判断)

第3条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2第2項ロで定める判断基準は自己資本比率及び経常利益等により判断する。ただし、経理的基礎を有することが財務諸表だけでは判断できない場合は、中小企業診断士等が作成した経営診断書の提出を求め、総合的に判断するものとする。

(運搬車の基準)

第4条 収集運搬業に使用する運搬車（以下「運搬車」という。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、あらかじめ市長の許可を得たときは、この限りではない。

- (1) 原則として、定格積載重量が4.0トン以下であること。定格積載重量が4.0トンを超える場合は、第2号への適合状況について、事前に市の確認を受けること。
- (2) 寸法、構造等が搬入先の施設で受入れ可能なものであること。
- (3) 運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は悪臭が発生するおそれがある場

合は、荷箱が密閉できる構造等により、一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭等が漏れないこと。

(4) 積載する一般廃棄物の種類に適した構造であること。

(5) その他、関係法令等に抵触しない構造であること。

(運搬車の基準の特例)

第4条の2 運搬車のうち、胞衣及び産褥汚物、実験動物の死体及び付随汚物、食品循環資源及び浄化槽汚泥等の収集運搬に適した専用車を使用する場合は、前条第1号の基準を適用しない。

(運搬車の増車の基準)

第4条の3 収集運搬業に使用する塵芥車又はその他の可燃ごみ運搬車(以下「塵芥車等」という。)の増車は、塵芥車等1台当たりの平均廃棄物収集運搬量が、1か月当たり50トンを超えた場合とする。ただし、その他市長が必要と認めるときは、この限りではない。

2 収集運搬業に使用する浄化槽汚泥等の収集運搬車両の増車は、別表基準表で算出した登録車両1台当たりの平均廃棄物収集運搬量が、1か月当たり180トンを超えた場合とする。ただし、その他市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 運搬車の増車を希望する場合は、車両購入契約、リース契約又は譲渡契約前に、市長に登録車両増車協議書(第1号様式)を提出し、市と協議するものとする。

(運搬車の代車使用又は臨時搬入の届出)

第4条の4 運搬車の代車を使用する場合又は臨時的な搬入が必要な場合には、あらかじめ、代車使用・臨時搬入届出書(第2号様式)により市長に届け出なければならない。

(運搬車等の保管施設の基準)

第5条 収集運搬業に使用する運搬車等の保管施設は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 収集運搬業を営む事務所の敷地内又はこれに接近した場所等で運搬車を適切に管理できる場所であること。

(2) 保有車両数に適合した広さ及び設備を有すること。

(3) 一般廃棄物積載のまま一時待機する場所を設けようとするときは、一般

廃棄物の飛散、流出、悪臭漏れ等のないよう防護設備を設けること。

(許可に伴う手続)

第6条 収集運搬業の許可に伴う手続は、次に掲げるとおりとする。ただし、許可の期限の満了に伴い更新をするとき、又は特例運搬の許可に係る申請をするときであって、かつ、市長が適当であると認める場合は、第1号及び第2号の手続きの全部又は一部を省略することができる。

- (1) 事前協議
- (2) 実態調査及び事実確認
- (3) 許可申請
- (4) 内容審査
- (5) 許可・不許可の決定
- (6) 許可証の交付

(提出書類等)

第7条 収集運搬業の許可に伴う手続に関する書類等は、次に掲げるとおりとする。ただし、特例運搬の許可に係る申請をする場合であって、該当する廃棄物の発生する他の市町村の収集運搬業にかかる許可内容と照らし合わせ、必要ないと認められるものは省略することができる。

- (1) 事前協議の段階で提出する書類
 - ア. 一般廃棄物収集運搬業許可に関する事前協議書(第3号様式)
 - イ. 事業計画書(第4号様式)
 - ウ. 収集運搬料内訳表(第5号様式)又は収集運搬に係る料金単価等を示す書類
 - エ. 収支計画表(第6号様式)
 - オ. 申請者が個人の場合にあつては、住民票抄本
 - カ. 申請者が法人の場合にあつては、登記簿謄本、定款の写し及び役員の住民票抄本
 - キ. 社歴書又は事業経歴書
 - ク. その他市長が必要と認める書類等
- (2) 許可申請の段階で提出する書類等
 - ア. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成15年船橋市規則第5号。以下「法施行細則」という。)第2条及び第4条に規定する書類
 - イ. 従業員届(第7号様式)
 - ウ. 役員届(第8号様式)
 - エ. 誓約書(第9号様式)

- オ. 施設案内図（第10号様式）
 - カ. 施設配置図及び構造図（第11号様式）
 - キ. 保有機器一覧表（第12号様式）（浄化槽汚泥等の収集運搬の許可に係る申請の場合にあつては、浄化槽清掃器具届（第13号様式））
 - ク. 登録車両届（第14号様式）、車検証の写し（車検証で排出ガス規制に適合していることが確認できない場合は当該事項を確認することができる書類）、任意保険証の写し及び車両等の写真（車両等ごとに前面、側面及び後面を撮影し、カラープリントしたもの。以下同様。）ただし、許可申請時において未購入の車両等がある場合については、その仕様を記載したカタログ及び購入予定先との購入契約（予約を含む。）を証する書類に替えることができる。
 - ケ. 許可取得状況届（第15号様式）、及び取得しているすべての法に基づく許可証等の写し
 - コ. 印鑑証明書
 - サ. 株主等名簿（第16号様式）
 - シ. その他市長が必要と認める書類等
- (3) 新規許可申請に対する許可決定後に提出する書類等
- ア. 一般廃棄物の排出者との契約書の写し。（特例運搬の許可の場合にあつては、不要とする。）
 - イ. 前号クに定める車検証の写し、任意保険証の写し及び車両等の写真（許可申請時において未購入の車両等があった場合に限る。）

（許可の期限）

第8条 法第7条第2項の規定によって付する収集運搬業の許可の期限は、当該許可のあつた日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（許可の付与条件）

第9条 収集運搬業の許可を与えるときは、法第7条第11項の規定により業を行うに必要な条件と、次に掲げる条件を必要により付するものとする。

- (1) 業務の遂行にあたっては安全を確保できる人員を配置すること。
- (2) 運搬車は、他の用途に供してはならない。ただし、有価物の収集運搬は除く。
- (3) 運搬車は、許可を受けた者以外の者の収集又は運搬の用に供してはならないこと。
- (4) 運搬車の色彩、標識、表示その他記載すべき文字等については、別に定める「船橋市一般廃棄物処理許可車両外装仕様」に適合すること。

- (5) 運搬車は、常に整備点検をし、良好で清潔な状態を保つように努めること。
- (6) 許可を受けた者は、その業務を他人に委託し、もしくは代行させ、又はその権利を譲渡してはならないこと。
- (7) その他業務の遂行にあたっては、市の指示に従うこと。

(許可の取り消し)

第10条 収集運搬業の許可を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、法第7条の3第2号又は同条第3号のいずれかに該当するものとみなし、許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 本基準に適合しなくなったとき。
- (2) 一般廃棄物の処理手数料を納期限後6か月以上滞納したとき。
- (3) 一般廃棄物の収集及び運搬に著しい支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (4) 特例運搬の許可の場合、該当する廃棄物の発生する他の市町村の収集運搬業に係る許可が、無効となったとき。
- (5) その他指示事項に反したとき。

(実績の報告)

第11条 収集運搬業の許可を受けたものは、法施行細則第8条第1項の規定に基づき、収集運搬業に係る実績を報告しなければならない。ただし、収集運搬業の許可（浄化槽汚泥等に係る許可に限る。）と併せて浄化槽法第35条の規定に基づく浄化槽清掃業の許可を受けている者が、浄化槽法施行細則第12条の規定に基づき浄化槽清掃業に係る実績を報告する場合にあっては、この限りでない。

(事故時の措置)

第12条 収集運搬業の許可を受けたものは、運搬車又はその他関連施設について、事故が発生したときは、直ちに応急の措置をとるとともに、速やかに事故報告書（第17号様式）により市長にその状況を報告するものとする。

2 前項の場合において、市長が事故の再発の防止のために必要な措置をとるべきことを指示したときは、収集運搬業の許可を受けたものはこれに従うものとする。

附 則

1. この基準は、昭和60年3月1日から施行する。
2. この基準は、平成10年4月1日から施行する。
3. この基準は、平成13年3月1日から施行する。
4. この基準は、平成15年12月1日から施行する。
5. この基準は、平成16年4月1日から施行する。
6. この基準は、平成18年1月1日から施行する。
7. この基準は、平成18年2月1日から施行する。
8. この基準は、平成20年2月1日から施行する。
9. この基準は、平成21年4月1日から施行する。
10. この基準は、平成28年10月1日から施行する。
11. この基準は、令和2年4月1日から施行する。
12. この基準は、令和3年6月1日から施行する。
13. この基準は、令和4年6月17日から施行する。
14. この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

浄化槽汚泥等の収集運搬車の増車等の基準

1月1台当たりの積算基礎

浄化槽清掃1世帯(1回当り)の平均収集量 1,800^{リットル}

実動 1日4回 1月25日として換算

$$1,800\text{リットル} \times 4\text{回} \times 25\text{日} = 180,000\text{リットル}$$

登録車両増車協議書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり一般廃棄物収集運搬業に係る登録車両を増車したいので、一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準第4条の3第3項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

増車を希望する理由						
増車を希望する車両の種類及び台数						
現在の登録車両の種類及び台数						
直近1ヶ月における登録車両1台当たりの平均収集運搬量						
直近1年間における一般廃棄物収集運搬の状況						
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
合計収集運搬量						
1台当たりの平均収集運搬量						
契約件数						
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
合計収集運搬量						
1台当たりの平均収集運搬量						
契約件数						

代車使用・臨時搬入届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所
届出者 氏名
電話番号

下記のとおり届け出ます。

記

1. 代車使用の場合

許可車両ナンバー	
代車ナンバー	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
搬入施設名	1. 北部清掃工場 2. 南部清掃工場 3. 西浦資源リサイクル施設 4. その他 ()
代車所有者	住所 氏名 電話
使用理由 (該当するものに○印)	1. 車検 2. 修理・修繕 3. その他 ()
車検・修理先 (工場)	住所 氏名 電話

2. 臨時搬入の場合

排出事業者	住所 氏名 電話
廃棄物の種類、数量	
搬入施設名	1. 北部清掃工場 2. 南部清掃工場 3. 西浦資源リサイクル施設 4. その他 ()
臨時搬入車両ナンバー	
搬入年月日	年 月 日
臨時搬入の理由	

※添付書類：車検証の写し、その他必要書類

一般廃棄物収集運搬業許可に関する事前協議書

年 月 日

船橋市長 あて

事業計画者

住 所

氏 名

電話番号

一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準第6条及び第7条の規定により、関係書類を添えて協議します。

受 付 印

事業計画書

年 月 日

船橋市長 へ

住所

氏名

一般廃棄物処理業許可申請にあたっての事業の内容は、下記のとおりです。

記

1. 組織

(「組織図、責任者又は担当者、事務所・営業所・車庫等の保有施設の所在地及び連絡先」
等を示す)

2. 収集及び運搬方法

(「取扱廃棄物の種類、作業能力、収集運搬の方法、運搬先・処分先の名称・所在地、流れ図、収集運搬の予定日時」等を示す)

収集運搬料内訳表

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

一般廃棄物処理業許可申請にあたっての収集運搬料の内訳は、下記のとおりです。

記

収集運搬料（年間）
（月平均

円
円）

（排出事業者名及び収集運搬料）

No.	排出事業者名	所在地 電 話	業 種	月排出量 (kg)	単 価 (円/kg)	月契約料金 (円/月)

収 支 計 画 表

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

一般廃棄物処理業許可申請にあたっての収支計画は下記のとおりです。

記

(収 入)

収集運搬料	円
その他 ()	円

収入合計	円
------	---

(支 出)

人件費	円
車両費	円
管理費	円
事務費	円
ごみ処理費	円
その他 ()	円

支出合計	円
------	---

(収 支)

収入合計	円
------	---

支出合計	円
------	---

差引合計	円
------	---

従 業 員 届

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

一般廃棄物処理業の許可申請にあたり、下記のとおり従業員について届け出ます。

記

No.	ふりがな 氏 名	生年月日	入 社 年月日	経 験 年数	職名又 は職種	本籍地 (都道府県)	住 所 TEL

役員届

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

一般廃棄物処理業の許可申請にあたり、下記のとおり役員について届け出ます。

記

No.	ふりがな 氏名	性別	生年月日	入社 年月日	経 験 年 数	職 名	本 籍
							住 所

誓 約 書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

今般、一般廃棄物処理業の許可申請にあたり、私は下記事項を遵守することを誓約します。
万一、本誓約に反する行為があった場合は、いかなる処分を受けようと異議はありません。

記

1. 業務は誠意をもって遂行し、常に清潔の保持に努め市民の反感を買う言動は厳に慎みます。
2. 許可条件を遵守し、許可区域以外での営業、又は積載物の積み降ろしなど誤解を招く行為は一切行いません。
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第16条（廃棄物の投棄禁止）の規定を厳守します。
4. 作業日報、月報及び、その他市が必要とする資料の提出を求められた場合は、遅滞なく所定の日時にまで提出します。
5. 業務にあたっては交通法規とマナーを守るとともに、積載物の落下、周囲への粉塵、騒音、脅威を与えないために配慮し、事故防止と環境保持に努めます。
6. 事故発生の場合は、速やかに連絡するとともに書面により報告します。また、処理には誠意をもって対応します。
7. 申請内容に変更等が生じた場合には、速やかに報告し指示により手続を行うこととします。
8. 許可業務にあたっては、当該事業所と契約書を取り交わし、市から提出が求められた場合は、その写しを廃棄物指導課まで提出します。
9. 一般廃棄物処理手数料は、所定の納期までに納入します。
10. 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しておりません。
11. その他関連法規に違反なきよう、常に注意を払います。

施設案内図

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

一般廃棄物処理業の許可申請にあたり、下記のとおり施設の案内図について届け出ます。

記

1. 施設名

所在地

電 話

(「事務所・営業所・車庫・処理施設等の保有施設ごとの、所在地(図)及び連絡先」等を示す)

第 1 1 号様式

施 設 配 置 図 及 び 構 造 図

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

一般廃棄物処理業の許可申請にあたり、下記のとおり施設の配置図及び構造図について届け出ます。

記

No. ()

施設名

所在地

電話

所有者名

(「事務所・営業所・車庫・処理施設等の保有施設ごとの配置(図)及び構造仕様(図)」等を示す)

(備考) 借地にあつては契約書の写しを添付

保有機器一覧表

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

一般廃棄物処理業の許可申請にあたり、下記のとおり保有機器について届け出ます。

記

No.	機器名	機器番号 (型式)	能力	用途	所有者	購入年月日 (登録年月日)	備考

- 注) 1. 「機器番号」については、車両の場合は車両番号を記すこと。
 2. 「用途」については、廃棄物の種類と処理方法(目的)を記すこと。
 3. 特別装備の付属がある場合は、備考欄に種類と性能を記すこと。

登録車両届

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

一般廃棄物処理業の許可申請にあたり、下記のとおり許可業務に係る使用車両等として届け、登録します。

記

No.	車種	車両番号	積載量 (t)	用途	所有者	登録年月日 (購入年月日)	備考

注) 1. 「用途」については、積載する廃棄物の種類を明示すること。
 2. 特別装備の付属がある場合は、備考欄に種類と性能を記すこと。

許可取得状況届

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

一般廃棄物処理業の許可申請にあたり、一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準第7条第2号の規定に基づき、下記のとおり法に基づく許可の取得状況について届け出ます。

記

No.	許可名	許可者	許可番号	許可業務	事業範囲	許可年月日	備考
						当初許可年月日	

注) 1. 「事業範囲」については、作業能力・取扱品目・取扱区域等の必要事項を記すこと。

株 主 等 名 簿

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

一般廃棄物処理業の許可申請にあたり、下記のとおり株主について届け出ます。

記

発行済株式の総数	株	出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所

船橋市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

事 故 報 告 書

年 月 日 () に発生した 事故について下記により報告いたします。

記

- 1 発生日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分
- 2 発生場所
- 3 事故車両 車両登録番号
車両形態
- 4 事故当事者
- | | | |
|---------|-------|--------|
| 加害者 運転手 | 氏 名 | 職務・役職等 |
| | 生年月日 | |
| | 入社年月日 | 経験年数 年 |
| 助手 | 氏 名 | 職務・役職等 |
| | 生年月日 | |
| | 入社年月日 | 経験年数 年 |
- 被害者 氏 名
性 別 男・女 年齢 歳
住 所
損害内容

5 事故の状況

①事故発生までの経緯

②事故発生の状況

③被害者等への対応

6 事故後の対応

7 再発防止策

◎添付書類 ①事故発生場所周辺図(住宅地図等) ②事故発生状況図(別紙)
③事故車両の車検証の写し ④事故現場写真 ⑤その他説明資料

別紙 事故発生状況図

凡 例						
事故車両	相手車両	進行方向	信号	一時停止	二輪車	方位
						